

年度	昭和27	31	33	36	37	40	42	45	47	51	54	59	平成元	2		
税目	・ 普通自動車 自家用 120時以下 36,000円 120時超 60,000円 営業用 120時以下 15,000円 120時超 30,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ トラック及び バスについて 「揮発油を 燃料とする 自動車」以 外の税率を 「揮発油を 燃料とする 自動車」の 標準税率ま で引き下げ た。 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 二輪小型自 動車及び軽 自動車を市 町村の軽自 動車税とし た。 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 小型四輪車 乗用車 自家用 1%以下 12,000円 1%超 60,000円 営業用 1.5%以下 14,000円 1.5%超 16,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 1%以下 6,000円 1%超 18,000円 1.5%以下 7,000円 1.5%超 8,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 1%以下 6,000円 1%超 18,000円 1.5%以下 7,000円 1.5%超 8,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ ローターリー エンジンを搭載した もの 21,000円 ・ 自動車 ローターリー エンジンを原動 機とするもの 営業用 作動室容積 が0.491%で 2ローターリー のもの 7,000円 作動室容積 が0.655%で 2ローターリー のもの 21,000円 作動室容積 が0.655%で 2ローターリー のもの 24,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ 自動車 ローターリー エンジンを原動 機とするもの 営業用 作動室容積 が0.491%で 2ローターリー のもの 7,000円 作動室容積 が0.655%で 2ローターリー のもの 21,000円 作動室容積 が0.655%で 2ローターリー のもの 24,000円 ・ トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 ・ 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 ・ 軽自動車 1,500円	・ バス 一般乗合用 のもの 14,000円 その他 30,000円 ・ 普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 ・ 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1%超 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 34,500円 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 4%超5%以下 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設け た(標準税率の 1.2倍) ・ 所有権留保付 自動車は買主 を所有者とみな す)	・ 普通自動車 自家用 3.048m以下 71,000円 3.048m超 117,000円 営業用 3.048m以下 26,000円 3.048m超 52,000円 ・ 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1%超 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 34,500円 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 4%超5%以下 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設け た(標準税率の 1.2倍) ・ 所有権留保付 自動車は買主 を所有者とみな す)	・ 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 117,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 ・ 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1%超 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 34,500円 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 4%超5%以下 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設け た(標準税率の 1.2倍) ・ 所有権留保付 自動車は買主 を所有者とみな す)	・ 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 117,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 ・ 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1%超 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 34,500円 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 4%超5%以下 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設け た(標準税率の 1.2倍) ・ 所有権留保付 自動車は買主 を所有者とみな す)	・ 普通自動車 自家用 3%以下 81,500円 3%超6%以下 117,000円 6%超 129,000円 営業用 3%以下 24,000円 3%超6%以下 26,000円 6%超 52,000円 ・ 四輪以上の 小型自動車 自家用 1%以下 23,500円 1%超 27,500円 1.5%超 31,500円 営業用 1%以下 7,000円 1%超 34,500円 1.5%以下 8,000円 1.5%超 9,000円 4%超5%以下 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人 超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人 超 40人以下 14,000円 一般乗合用 以外のもの 乗車定員40人 超 50人以下 34,500円 三輪の小型 自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率を設け た(標準税率の 1.2倍) ・ 所有権留保付 自動車は買主 を所有者とみな す)	・ 乗用車 自家用 1%以下 29,500円 1%超 1.5%以下 34,500円 1.5%超2%以下 39,500円 2%超2.5%以下 45,000円 2.5%超3%以下 51,000円 3%超3.5%以下 58,000円 3.5%超4%以下 66,500円 4%超4.5%以下 76,500円 4.5%超6%以下 88,000円 6%超 111,000円 営業用 1%以下 7,500円 1%超 1.5%以下 8,500円 1.5%超2%以下 9,500円 2%超2.5%以下 13,800円 2.5%超3%以下 15,700円 3%超3.5%以下 17,900円 3.5%超4%以下 20,500円 4%超4.5%以下 23,600円 4.5%超6%以下 27,200円 6%超 40,700円 ・ 小型自動車 で 2,000ccを超え るディーゼル車 の排気量による 税率適用の経 過措置(元年度 ～3年度)	・ ディーゼル トラック、ディー ゼルバスにつ いての買い替 え特別の実 施 2～3年度間 税率1/1

年度 税目	4	5	6	7	14	15	16	18	20	22	24
自動車税	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施4～5年度間 税率1/2	電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車 に対する加算 営業用 3,700円 自家用 5,200円	54年排ガス 規制適合車 の買い替え 特例の廃止	電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成13年4月1日から14年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成14年度・15年度の自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成15年4月1日から16年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成16年度の自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成16年4月1日から18年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成18年4月1日から20年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成20年4月1日から22年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成22年4月1日から24年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減	(グリーン化税制) 軽課 軽課対象自動車 を平成24年4月1日から26年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減
	ハイブリット自動車についての軽減措置	天然ガス自動車についての軽減措置 ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに對する特例の非適用		低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率を概ね25%軽減 最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車：税率概ね13%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車：税率を概ね50%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車：税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車：税率を概ね25%軽減 最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車+優良低燃費車：税率を概ね25%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車：税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準10%向上達成車：税率を概ね25%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車：税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車：税率を概ね25%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車：税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車：税率を概ね25%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成27年度燃費基準達成車：税率を概ね25%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成27年度燃費基準達成車：税率を概ね25%軽減 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車：税率を概ね10%上乗せ	制限税率を標準税率の1.5倍とした